

## 五監公告第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成31年1月30日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
広 野 甲

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査の対象課

こども課

### 3. 監査の範囲

平成30年度の財務に関する事務、事業の執行等

### 4. 監査の実施期間

平成30年12月27日～平成31年1月28日

### 5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

### 6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

## (1) 指摘事項

- ① 予算の執行状況について、平成30年11月末現在、保育園運営事業及び（総合戦略）放課後児童健全育成事業の備品購入費の執行率が0%となっている。効果的な市民サービスの提供のため、計画的な予算執行に努められたい。
- ② 文書管理台帳について、五泉市文書規程第48条第4項において「主管課長は、毎年5月31日までに文書管理台帳を整理し、当該年度の文書管理状況を総務課長に報告しなければならない。」と規定されているが、平成28、29年度分の文書管理台帳が未整理のままとなっており、総務課長への報告もなされていない。適正な事務処理に努められたい。

## (2) 所見

保育園保護者負担金（保育料）は公法上の債権であり、受益者負担の公平性を確保するためにも適切な債権管理が求められる。

保育料の滞納対策として、児童福祉法第56条では地方税の滞納処分の例により処分することができる旨、また児童手当法第22条では児童手当の支払をする際に保育料を徴収することができる旨、それぞれ規定されている。他自治体の滞納対策事例等を参考にしながら、早急な取り組みを検討されたい。

また、職場は業務遂行の場であると同時に、職員の能力向上の場でもある。定期的に上司や同僚と組織目標や情報の共有化を図るなど、職場環境を円滑にすることが肝要である。若手職員の育成や職員一人ひとりの資質向上が図られるよう、一層の職場環境づくりに努められたい。